

占領期文部省における生徒会論の成立過程に関する一考察

—戦後公民教育構想から『新しい中学校の手引』まで—

猪 股 大 輝

はじめに

本稿は、占領期の文部省著作において提唱された生徒会論の成立過程の検討を通じ、今日の中・高等学校の学習指導要領にも含まれている生徒会活動が、どのような経緯で、また、いかなる理念のもと、日本に導入された教育方法であったか、明らかにすることを試みるものである。なお、本稿でいう生徒会論とは、明示的に「生徒会」という名称を用いて論じられたものだけでなく、その性格上、後の「生徒会」と連続すると考えられる諸組織（学校自治委員会・生徒自治委員会など）に関して論じられたものを含む。

本稿では、以上の点を明らかにするため、検討時期を文部省内で公民教育構想が始まる1945年9月末から、戦後文部省著作で初めて「生徒会」という用語を使用した『新しい中学校の手引』が発刊された49年2月までとする。また、本稿では、生徒会論の成立過程をより詳細に明らかにするため、後述の先行研究では扱われてこなかったGHQ/SCAP文書¹⁾を含む多数の一次史料を用いる。

本稿が対象とする占領期文部省における生徒会論を直接扱った先行研究は管見の限り存在しないが、関連する研究として、藤田昌士の研究²⁾が存在する。藤田は、戦後初期の文部省著作に見られる生徒参加論を分析し、その参加論は「『民主的公民』となるべき生徒の自主自律性を育成する方法」、すなわち「『教育方法としての参加』として特徴づけられる」³⁾と論じている。

戦後初期の生徒会論は、藤田の研究する生徒参加論の中にも含まれているため、以上の指摘は本稿の参照軸となる重要なものである。しかし、生徒会論研究の観点からみると、藤田の研究には、使用資料の不足からくる課題がある。特に、藤田は、最初期の生徒会論を含む、47年1月に刊行予定であった『中等学校青年学校公民教師用書(続)』、ならびに、47

年6月発刊の『学習指導要領 社会科編Ⅱ』へ言及していない。このため、本稿が着目する生徒会論が、49年2月発刊の『新しい中学校の手引』の分析で初めて登場する形となっており、それ以前の文部省内における議論が全く看過されている。本稿は、こうした不足を補い、占領期文部省において、いつ、どのような内容で生徒会的組織の構想が生まれたのか、それが、いかに1949年以降の「生徒会」論へと接続したかをより詳細に考察するものである。

また、占領期の生徒会（生徒自治会）に関する先行研究としては、喜多明人⁴⁾や、富岡勝⁵⁾による研究がある。両氏の研究はいずれも、学校沿革史や学校新聞を主要史料とし、喜多は神奈川県について、富岡は京都府について、生徒会（生徒自治会）の成立過程を研究したものである。両研究とも、本稿が対象とする生徒会論の実際化の過程を見る上で多くの知見を与えてくれるが、いずれも、文部省の生徒会論そのものを対象とした研究ではない。

以上の先行研究の現状を踏まえ、本稿は、占領期文部省における生徒会論を主題とし、その成立過程を一次史料に基づいて詳細に確認するものである。

本稿は、次の構成によって進められる。まず、第一節では、終戦直後の45年9月から47年にかけて文部省内で進められた公民教育－総合社会科構想における、萌芽的生徒会論を確認する。特に、先行研究ではほとんど注目されてこなかった『中等学校青年学校公民教師用書(続)』における「学校自治会」や、47年の『学習指導要領 社会科編Ⅱ』における「生徒自治委員会」の議論に着目し、その内容を分析する。

続く第二節では、以上の議論の流れをくみながら、各地の中等学校で実践されていた生徒自治会の活動を参照し作成された『新しい中学校の手引』の成立過程、及び生徒会論を分析する。同書は、戦後文部省著作の中で初めて、「生徒会」という単語を用いたものである。また、課外活動を「特殊教科活

動」として課程内に組み入れる構想を公式に表明した最初の著作でもある。こうした単語は、以降に続く『新制中学校高等学校望ましい運営の指針』や、『中学校高等学校の生徒指導』、『中学校高等学校管理の手引』における議論でも若干名称を変えつつ引き続き、利用される。また、単に単語の発案に留まらず、同書の生徒会論の内容は、以降の文部省著作における生徒会論と相当に類似した内容を有している。ゆえに、本稿では、同書の生徒会論を、同時期の文部省における生徒会論の典型として把握する。また、同書は、史資料の残存状況から、他著作と比べて成立過程をより詳細に確認することができる。ゆえに、本稿では『新しい中学校の手引』を中心史料とし、議論をすすめる。

「おわりに」では、占領期文部省における生徒会論の成立過程とその特徴について、以上の議論をまとめることで結論に代える。

なお、本論を始める前に、本稿の対象について付言する。本稿は、主要史料として『新しい中学校の手引』を用いるため、議論の主たる対象を新制中学校に限定するものと考えられるかもしれない。しかし、本稿は、新制中学校のみならず、広く中等学校全般、すなわち旧制では中学校・高等女学校・実業学校・青年学校など、新制では中学校・高等学校のすべてを視野にいたした研究である。なぜなら、『新しい中学校の手引』に見られる生徒会論は、上述の通り、新制高等学校を含む中等学校全体について論じた他の文部省著作における生徒会論と内容的類似性を有する典型的なものと考えられるため、対象を新制中学校に必ずしも限定する必要はない。また第一節で扱う公民教育構想についても、その結実として本稿が使用する『中等学校青年学校公民教師用書』は、タイトルの通り、中等学校と青年学校の両者を対象とするものだからである。

1. 公民教育構想における萌芽的生徒会論

(1) 公民教育構想と「公民的実習」

終戦直後から、文部省内では戦後教育の再構築を見越した議論が開始された。片上宗二が指摘する通り、この議論の中で「公民教育の振興はその最も重視されたものの一つであった」⁶⁾。1945年「9月20日前後」⁷⁾に、マッカーサーの副官フェラーズ(Bonner Fellers)と文部大臣前田多門の間で、「日

本にシビックスをつくりあげ」⁸⁾る、という戦後教育の方針が合意されたことを契機とし、公民教育構想は同年9月27日、増田幸一図書監修官による「公民教育二関スル調査」⁹⁾から省内で本格的に進められる。

特に、同年11月1日に戸田貞三を委員長として、「新事態ニ即応スル公民教育ノ刷新改善ヲ図ル為」¹⁰⁾に設置された「公民教育刷新委員会」における2ヶ月8回に渡る議論は、この構想に具体的な輪郭を与えた。その結実として同年12月22日・29日に相次いで文相前田に提出された「公民教育刷新二関スル答申第一号」、同「第二号」は、公民教育構想の背景、目的、課程、方法に至るまで網羅的に論じたものであった。

同答申の内容を、本稿の関心から整理すると、そこには、いわゆる教科学習としての「公民科教育」と並んで、早くも、校友会活動や課外活動を公民教育の一環として組み込む「公民的実習」が論じられていることを確認できる。同答申の「第一号」は、「公民教育ノ目的ヲ達成センガ為ニハ、学校組織運営ノ全体ガ公民的実践ニ好適ナル場トナラネバナラス」と述べた上で、「生徒代表。級長(組長)、班長等ノ選挙」や、「寄宿舎、消費組合、農場、図書室等ノ生徒ニヨル自治的管理及経営」、「校友会(中略)ニ於ケル責任アル自治的運営」などを具体的な方法として取り上げている。

ところで、このように、従来課外活動とされ、教科の学習から分離されてきた活動を公民教育の課程内に含みこむ理論は、構想が依拠する戦前教育への批判から導出されたものである。答申の「第一号」が述べるように、戦後公民科は、戦前の「各人ノ自発性」を軽視し、かつ「徳目ノ教授」、「社会的知識技能ノ習得」、「実践」を「抽象的ニ分離」する傾向への批判の上に成立したものである。ゆえに、「各人ノ自発性」を涵養するような、公民教育の「実践」たる「公民的実習」は、「教授」や「知識技能ノ習得」たる「公民科教育」と一体のものとして構想される必要があったのである¹¹⁾。

以上のように教科学習と「公民的実習」を一体的に捉える理論は、以降、46年末まで続く公民教育構想において一貫して引き継がれる。例えば、46年5月7日の文部省通達「公民教育実施に関する件」では「公民教育実施上の注意」として「公民科の授業に限らず学校の内外に互る生徒の生活環境を通し

ておのずから公民的精神、性格を育成するやうに公民教育の生活化と社会化とを図ること」が明記され、その具体例として「特に校友会、課外活動其他の学校行事の活発な運営」があげられる¹²⁾。また、同通達において、「完成配布」が予告された『教師用指導書』として、46年10月22日に発刊された『中等学校青年学校公民教師用書』(以下『教師用書』)では、「中等学校における公民教育」として、「教室における公民教育」と「公民的実習」が併記され、「これを効果あるやうに統一して実施して行かなくてはならない¹³⁾」としている。同書における公民的実習の具体的な内容は、上述の「答申」であげられた具体例をほぼ踏襲している。

以上のように、終戦直後から始まる公民教育構想には一貫して、「公民的実習」の発想が含まれていた。しかし、その活動のための学年横断的な生徒組織として、これも一貫して「校友会」が想定されていたことは、本稿の関心上、見逃し得ない点である。校友会は、クラブを基盤とした生徒組織であり、学級(後にはホームルーム)を基盤とし選挙によって代表を決定する生徒組織たる生徒会的組織とは別個のものである。「公民的実習」の構想においても、学級を自治的に経営するための生徒代表の選挙は想定されているが、それと校友会との結びつきは語られない。では、公民教育構想の中には、本稿が着目する生徒会的組織の構想は存在しなかったのか。

(2) 『中等学校青年学校公民教師用書(続)』における学校自治会

前項で指摘したとおり、戦後公民教育構想の中に一貫して論じられた「公民的実習」は、学年横断的な生徒組織として「校友会」を想定していた。しかし、これまで殆ど触れられてこなかった『教師用書』の未刊の続編、すなわち同書末尾において、「なほ本書の『第三章、生徒の活動』は現在準備中である¹⁴⁾」と予告されていた『中等学校青年学校公民教師用書(続)』¹⁵⁾(以下『教師用書(続)』)には、校友会ではない生徒組織、すなわち、「学校自治(委員会)」の構想が存在しているのである。

同書は、1947年度から「社会科」の導入が濃厚となりつつあったことを理由に却下されていた「公民科教科書」¹⁶⁾の代替として、46年9月頃から作成が開始されたものと考えられる¹⁷⁾。同書は46年12月中旬には原稿が完成したと見られ、校正刷り、印刷

発行の手はずまで整っていたが、ここでCIE側から発刊についてストップがかかり、47年2月10日、正式に発行停止が伝えられた¹⁸⁾。片上宗二によれば、「その理由は、いうまでもなく社会科の導入が内定し、学習指導要領もほぼ完成し、社会科の実験授業も開始されるという情勢の変化を考えてのことであった¹⁹⁾」。

同書は、「学習に効果をもたらすよう」な「生徒の問題解決の活動の例」を計11の主題²⁰⁾ごとに、それぞれ簡条書きで列挙したものである。本稿が着目する「学校自治会」の構想は、同書の「(3)学校生活」の活動例として取り上げられている。例えば、次の活動例がそれである。

学校自治会を作ることができるかどうか、準備委員をあげて研究してみること。〈中略〉学校自治委員会は学校管理の仕事に取って代わるためではなくて、生徒の問題の管理を助けるために計画されたものだというのを忘れてはならない。種々の団体の根本規約を研究したのち、学校自治会の根本規約を作ること。合法的な方法でこの規約を採用したり拒否したりすること。この規約の中に自治委員会の役員となる資格を規定すること、学校自治委員の選挙を行う前に正しい選挙運動を行うこと。最近の議員選挙に用いられた選挙方法に従うこと。選挙ののち、自治委員会を作ること²¹⁾。

以上の通り、校友会とは別様の新たな生徒組織として「学校自治会」を設立する活動が、「学校生活」の単元内で行われる「問題解決の活動例」としてあげられている。この「学校自治会」は、根本規約を持ち、選挙による生徒からの役員選出を基礎としている点で、今日の生徒会的組織の原型であると考えられる。

また、その活動の範囲について、「学校自治委員会は学校管理の仕事に取って代わるためではなくて、生徒の問題の管理を助けるために計画された」と明記されていることも注目し得る。このように、生徒会的組織の活動範囲を学校管理業務と切り分ける発想は、第二節において扱う『新しい中学校の手引』を含む、49年以降の文部省著作における生徒会論にも引き継がれる論点である。

では、この「学校自治会」は、いかなる文献から

着想を得たのか。本稿では、46年3月の『米国教育使節団報告書』にその一端をみたい。

周知の通り、同報告書は戦後教育改革の基礎的資料とされたものであったが、同報告書の中に、「学校自治会」につながる記述を一箇所認めることができる。それは「第4章 教授法と教師養成教育－公民教育の授業の実施提案」において、「民主主義的な行動の経験」の学習法として紹介されたものである。すなわち以下の通り。

民主主義的な態度は民主主義的な行動の経験を通じて学ばなくてはならぬ。〈中略〉学校によつては各学級または各集団から選挙された代表者達が学生評議会（student council）として役立つかもしれない。これは特に学生側の幹部としてその権限内で行動を取り、教授会に提案や推奨を行つてその考慮を求めるであらう^{22）}。

以上で取り上げられている「学生評議会」と訳出された活動^{23）}こそが、今日でいう「生徒会」、上述の『教師用書（続）』でいうところの「学校自治会」であると考えられる。

ところで、当時、使節団の団員であったヒルガード（Ernest R. Hilgard）の証言によれば、上述の内容を含む箇所の原案である使節団第二委員会（教員養成・教授法）の報告書は、フリーマン（Frank N. Freeman）とディーマー（George W. Diemer）が起草したものであった^{24）}。また、レイ（Harry Wray）によれば、フリーマン、ディーマーは共に、「進歩主義教育者」であり、彼らは「進歩主義教育による実践を強力に提言した」^{25）}人物である。このことから、上記の引用に現れる「学生評議会」の紹介は、同時期のアメリカにおける進歩主義教育の実践を念頭になされたものと考えられる^{26）}。

以上の議論を総合すれば、『教師用書（続）』で取り上げられた「学校自治会」とは、米国流の新たな教育方法として導入が図られたものであり、かつ、その活動は、公民科の学習の一環として、すなわち、教科課程内における、民主的な公民育成のための一活動として位置づけられていた、ということが出来る。

(3) 1947年『学習指導要領 社会科編Ⅱ』における生徒自治委員会

以上確認してきた初期の生徒会的組織の構想を含む『教師用書（続）』は、上述のように未刊に終わった。

しかし、同書の内容のいくつかは翌1947年に発表された社会科の学習指導要領に盛り込まれる。本稿が着目する「学校自治（委員）会」も、「生徒自治委員会」として『学習指導要領 社会科編Ⅱ』の内容に組み入れられる。具体的には第9学年、単元6「個人は、共同生活にうまく適合して行くにはどうしたらよいであろうか」の「学習活動の例」に引き継がれる。すなわち以下の内容がそれである。

（三八） 討議に入る前に、できるだけ多くの情報を集めて自分の学校の共同生活についてが重要な問題の研究を始めること。その問題の一つは、学校に生徒自治委員会のあることの可否の問題だと仮定してみること。〈中略〉生徒自治委員会に関して得られる情報をすべて、見出した後、学級で、これについて討議すること。自分の学級または学校に、学級自治委員会を求める気持があるかどうか、また、学級または学校の組織が、実際にできるか、どうか、をきめること。

（三九） 学校当局との間の話し合いによって、もし生徒自治委員会が必要だときまったらそれを組織するように実際に着手すること。〈中略〉学級すべてがいっしょになって生徒指導者選挙の方法、自治委員会の形式を確立すること。討議を十分して後、自治委員会の形式の輪かくや、指導者の資格をきめ、選挙の方法を規定する「根本規約」を起草するグループを選挙によって選出すること。この「根本規約」を、生徒団体の投票にかけること。もしそれが通過しなかったら、生徒の多数の意見に合致するように「根本規約」を書きなおすこと。それが承認されるようだったら、「根本規約」に従って選挙をやり、生徒自治委員会の設立を進めること^{27）}。

以上の引用から明らかな通り、『教師用書（続）』における「学校自治（委員）会」同様、「生徒自治委員会」は、根本規約を持ち、選挙による生徒から

の役員選出を基礎とした生徒会的組織である。ただし、細かく両委員会の記述を比較してみると、指導要領の「生徒自治委員会」の記述では、同委員会の基盤に各学級の自治委員会—「学級自治委員会」—が存在することが、より明確化されていることがわかる。これは、クラブ組織を基盤とする校友会との差異を強調するための記述であるとも考えられる。

ところで、以上のような活動は、具体的な単元学習の一環であるため、この活動が、いかなる教育目的を達成するための活動と考えられていたか、より具体的に把握できる。活動を含む単元的一般目標は次の通りである。

生徒が、個人は共同生活に進んで熱心に参加してその性格と人格とを發展させるものであること、また、社会の發展と進歩とは、各個人の協力にまたなくてはならないということを理解して、自身の仕事や責任を、共同社会や、集団の一員として自覚し、自分の義務を果たす態度を養うようにさせること²⁸⁾。

以上の通り、同活動を含む単元は、民主的社会において、個々人が「義務を果たす態度」を養うことを目的としていた。この「態度」とは、他の記述から具体例をあげれば、「規則をつくるのに助力し、規則に従う」ことや、「共通の善のために努力すること、あるいは「個人各自のたいせつなことを認める」ことなどである。「生徒自治委員会」の活動は、以上のような態度育成の手段として構想されていたのである。このような目的論は、後の文部省著作における生徒会論においても再論される。

また、公民教育構想を再度振り返ってみると、以上のように、「公民的実習」という枠組みを超え、教科学習の中に生徒組織の活動を直接組み込む発想は、かなり早い段階から存在していたことがわかる。例えば、46年2月19日に発足し、上述の「答申」の内容のさらなる具体化に取り組んだ「公民教育要目委員会」の成果である「公民教育講習会要項」の要目案²⁹⁾によれば、第3学年の「学校生活」の単元で、「校友会」を用いた学習が組み込まれていることを確認できる。この構想は、公民教育構想の結実たる『教師用書』にも基本的に引き継がれるが、そこでも、上述の通り、「校友会」が生徒組織として想定されている。

しかし、公民教育構想を引き継ぎつつ執筆された学習指導要領社会科編では、上述のように、社会科学習の一環として校友会ではなく「生徒自治委員会」が組み込まれることとなる。また、これに対応する形で同指導要領において、校友会に対する言及は全くなくなる。以上を総合して考えると、公民教育構想において校友会を基礎として想定されていた活動は、学習指導要領において生徒自治委員会によるものへと置き換えられた、ということが出来る。

以上のように、初期の生徒会的組織は、民主的社会において、個々人が「義務を果たす態度」を養うことを目的とし、校友会を置き換え、総合社会科の一環に含まれるものとして結実した。

では、この萌芽の構想はその後、いかに展開したのか。特に、今日広く用いられている「生徒会」という名称はいかなる意図・経緯のもとに生み出されたのか。この点をたどることが次節の目的となる。

2. 『新しい中学校の手引』における「生徒会」の誕生

(1) 『新しい中学校の手引』成立の背景

『新しい中学校の手引』（以下『手引』）は、1949年2月に出版された。同書刊行の目的について、執筆者の一人である林部一二は後年、次のように回想している。

中等教育課在任は1か年【注：47年9月～48年8月】であったが、第2の思い出として残っている仕事は、文部省学校教育局編「新しい中学校の手引」〈中略〉の編集であった。新制中学校の制度は発足したが、この新しい学校の目的、性格、施設、設備、教育課程、教育方法などは何一つとして具体的に明らかでなかった。〈中略〉そこで、新制中学校とはどんな具体的な目標を持ち、どんな性格を持つのであるか、それはいかに建設され、運営されていくべきであるのかなどについて、まず、第一に新制中学校の校長と教師に対して、つぎに学校の管理者や指導主事のような人々に対してじゅうぶんな周知が必要なのである〈中略〉このような事態を背景として作成されようとしていたのが、「新しい中学校の手引」であり、それは真赤な表紙で発行されたのでそれ以降しばらくは、

「赤本の手引書」と愛称されたものである³⁰⁾。

林部が指摘するように、47年度の新制中学校発足当時、新しい学校を運営し、教育を組織していくための基準はほとんど明確でなかった。これは、48年度の新制高等学校発足時においても同様であった。文部省は、こうした事態に対応するため、『手引』を含む複数の著作の作成を始める³¹⁾。これらの成果が48年以降相次いで発刊される文部省著作³²⁾である。学習指導要領発刊後の文部省では、これら著作の作成を通じて、戦後新教育の骨格を具体化する業務が進められた、ということが出来る。本稿が目にする『手引』を含む文部省著作における生徒会論の研究も、この一環であったと考えられる。

また、林部は、上述の言及に続けて、中等教育課在任中の「もう一つの大きな印象」として、「中学校教員の現職教育すなわち、研究協議会、ワークショップ、講習会の開催」³³⁾をあげていることにも注目する必要がある³⁴⁾。文部省著作の作成は、単なる理論・文献の研究に留まらず、協議会などを通じて、各地の学校現場における萌芽的取り組みと、その課題を研究する中で、進められたと考えられる。

ところで、喜多明人が指摘するように、46年末以降、全国各地の中等学校には、「生徒自治会」と名付けられた生徒会的組織の設立が、主に都道府県軍政部教育担当官の指導のもとに進められていた³⁵⁾。文部省著作における「生徒会論」の執筆の際には、以上のような取り組みが参照された可能性が高い。

(2) 『新しい中学校の手引』における「生徒会」誕生の背景

『手引』は、「はじめに」で記した通り、今日広く用いられている「生徒会」という名称を初めて用いた文部省著作である。しかし、同書の「生徒会」に関する記述は、初出であるにしては幾分奇妙な叙述をもって始まる。すなわち、以下の通り。

生徒会というのは必ずしも新しく考えられたものではない。今日中学校程度の学校で、何らかの形の生徒会を持っていない学校はほとんどない³⁶⁾。

上述のように、発刊当時全国各地の中等学校には「生徒自治会」という名称の組織が存在していた。

しかし、『手引』では、これを「生徒会」と断りなく呼びかえ、それを「持っていない学校はほとんどない」とする。

では、この名称変更の背景にはどのような事情があったのか。『手引』内では、事情は説明されないが、1951年に発刊された『学習指導要領（試案）一般編』には、次のような記述が存在する。

この生徒会は、生徒自治会と呼ばれることがあるが、生徒自治会というときは学校長の権限から離れて独自の権限があるかのように誤解されるから、このことばを避けて生徒会と呼ぶほうがよいと思われる。この生徒会は、一般的にいうと学校長から、学校をよくする事がらのうちで、生徒に任せ与えられた責任および権利の範囲内において、生徒のできる種々な事がらを処理する機関である³⁷⁾。

上述のように、「生徒自治会」から「生徒会」への名称変更は、「学校長から〈中略〉生徒に任せ与えられた責任および権利の範囲内において、生徒のできる種々な事がらを処理する機関」としての生徒会的組織の性格を徹底させるためになされた変更であった。また、こうした生徒会観は、第一節で概観した「学校自治会」論にもみられたし、『手引』にも、あるいは『手引』以外の文部省著作における生徒会論においても一貫してみられるものであった。

しかし、この記述だけでは、名称変更の事情を部分的にしか説明できない。なぜなら、上記の記述からは、名称変更の意図は把握できても、名称変更を行う必要が生じた時代背景を説明できないからである。この点を明らかにするため、「生徒会」への名称変更がいつ頃行われたものであり、その時期にいかなる出来事があったか、確認する必要がある。

この点を明らかにする資料として、本稿では、『福島県教育史編さん資料』に含まれる通知文を利用したい。具体的には、48年8月11日付で「信夫地方事務所長」から「各中学校長」宛に通知された「『新しい中学校の経営指針』（仮称）挿入写真等依頼について」³⁸⁾である。同通知は、文部省から地方庁へなされた通達を、各学校へ周知したものであると考えられ³⁹⁾、当時「新しい中学校の経営指針」と仮称されていた、後の『手引』に関連した内容を含むものである。

特に、この通知内に、同時期の『手引』の作成状況、目次構成、および簡易的な内容に関する記述が存在することは注目に値する。この中で、「特殊教科活動」に触れた箇所は、次の通りである。

特殊教科活動（いわゆる課外活動）劇人形芝居、ダンス、舞踊、映画、放送、学芸会、音楽会、運動会、遠足、自治会、クラブ活動、スポーツ、校外授業見学、旅行の場面等⁴⁰⁾

以上の記述から明らかな通り、48年8月段階で、後に「生徒会」と呼称される組織は依然「自治会」と呼ばれている。すなわち、「自治会」から「生徒会」への名称変更は、48年8月から『手引』が発刊される49年2月までのいずれかの時期に行われたことが分かる。

では、この時期の前後に、「自治会」から「生徒会」への名称変更を促すような出来事は、何か存在しなかったか。本稿では、この出来事として、48年を通じて学生自治会を中心に加熱した、いわゆる「教育復興闘争」と、その結果、同年9月に「全日本学生自治会総連合」が結成されたことを指摘したい。相次ぐインフレによる授業料値上げに反対する闘争は、同年6月、114校20万人が参加する大規模ストライキに拡大し、学生運動の全国的組織化・政治運動化を招来した⁴¹⁾。この事態に対応するため、文部省は48年10月8日発学458号「学生の政治運動について」を通達する。「学校教育法に定める学校は、学問教育の場であって、政治的闘争の舞台であってはならない」として、学生運動の政治闘争化を牽制する同通達において、文部省は、学生の自治活動についても「当然学校長はじめ、教職員が責任を以て指導すべき教育上の課題である」⁴²⁾との認識を示す。この認識は、上述の51年学習指導要領に示された生徒会観と類似している。

また、同時期の生徒自治会に関する研究や報告を確認すると、上述の運動に呼应し、外部の団体と通じて活動を行う例⁴³⁾、教員室の占拠を含む過激な自治活動を試みる例⁴⁴⁾などが報告されている。文部省は、以上の事態への対応として、その自治活動観を、学生自治会に対してのみならず、中等学校の生徒自治会に対しても強調する必要に迫られたのではないか。この帰結が、「生徒会」への名称変更であった、と考えられる。

(3) 『新しい中学校の手引』の生徒会論

以上のような成立背景・過程をたどり発刊された『手引』は、全15章301頁にわたって、新制中学校の教育・運営に対して包括的な「手引」を与える内容として結実した。そして、同書第六章「特殊教科活動」内において、戦後初めてまとまった形の生徒会論が記述される。『手引』の生徒会論は、生徒会の意義・目的論に留まらず、具体的な組織体系や活動内容まで論じたものであった。以下、この生徒会論を、カリキュラム論、意義・目的論、組織・活動論の順に整理する。

まず一点目について。『手引』は、生徒会を含む「特殊教科活動」について論じるにあたり、次のような言及から始める。

我々がうけた学校教育を振り返つて見るとき、多くの正規の学科よりも、学校における特殊活動の方が、はるかに多くわれわれの人格の陶冶に影響したということが分かる。こう考えてみると〈中略〉特殊教科活動は教科課程外にあるものというよりは、むしろ教科課程そのものと見做すべきである。こういう理由で、従来言いなれた、「課外活動」という呼び方をしないで、これを「特殊教科活動」と呼んだ方がよいと考えられるのである⁴⁵⁾。

このように、正課の教科学習と、課外活動の分離を批判し、両者の統一的把握をうたう発想は、第一節で論じた公民教育構想にも見られた。しかし、『手引』では、さらに一歩進んで、両者がともに「教科課程」の範疇に含まれることを明言し、この意義を強調するために「課外活動」(Extra-curricular activities)を「特殊教科活動」(Special curricular activities)と呼びかえている⁴⁶⁾。本稿が着目する「生徒会」も、特殊教科活動の一部に含みこまれることで、社会科内の一活動ではなく、より一般的な活動として課程化されたといえる。

次に、二点目、すなわち、「生徒会」は、いかなる意義・目的論のもとに把握されていたか、について。『手引』は、次の7点を「生徒会」の目的として取り上げている。

1. 第一の目的は、生徒をして、民主社会における生活様式に習熟せしめることである。

〈中略〉

2. 第二に、生徒は、会議を開く多くの技術を習得しなければならぬ。〈中略〉
3. 生徒会は、高い道義的水準を打建てることを目的とする。〈中略〉
4. 生徒会は、生徒の学力向上に務めなければならぬ。〈中略〉
5. 生徒会は、学校及び社会における指導者の養成を目的とする。〈中略〉
6. 生徒会は、生徒たちに、お互を知り、理解する機会を与えることを目的とする。〈中略〉
7. 生徒会は、学校活動全体のプログラムに従って、特殊教科活動を十分に発展させることを目的とする⁴⁷⁾。

以上の目的論を概括すれば、『手引』において、生徒会は第一に、民主主義の学習との関連で把握されている、といえる。これは、別の箇所でも、生徒会は「民主主義の見地から最も重要なものである」と述べられていることから理解できる。

では、具体的に、生徒会は民主主義の学習に対し、いかに寄与することが期待されていたのか。『手引』によれば、生徒会は、生徒一人ひとりに「規則規定を遵守し、その権威を維持するよう努力」させ、「学校の一般問題解決」にむけて民主的（議会的）方法⁴⁸⁾を取らせることを求める方法であり、また、一連の活動を通じ「学校生活を一層内容の充実した民主的社会生活」へと発展させるもの、として意義づけられる。更に、生徒会には、以上の環境形成を通じ、生徒の「善良な市民、有能な指導者の資格を養」い、最終的に「責任を負担し、社会の進歩に貢献することのできる、民主的社会人」へと「陶冶」することも期待されていた。

こうした意義・目的論もまた、前述の公民教育構想の発展として把握できる。構想段階ですでに、生徒会的活動は、民主社会における公民育成のための教育方法として、特に、「社会の発展と進歩」に対する「自分の義務を果たす態度」を養うための活動として意義付けられていた。上述した『手引』の意義・目的論は、これをより詳細に論じたものといえる。

最後に三点目、すなわち生徒会は、いかなる組織のもと運営され、その活動内容はどのように決定す

るものとされていたか、について。

まず組織に関して。『手引』において、生徒会は、学級またはホームルームを基本構成単位とすることが第一に言明される。また、生徒会は、この学級またはホームルームから選挙された学年単位の委員、及び、全校生徒から直接選挙によって選ばれた「中央委員会又は協議会の役員」により構成される。このように、学級またはホームルームを基盤とし、選挙によって代表を決定する生徒会組織は、第一節で見た萌芽的構想をより具体化したものと把握できる。また、今日多くの学校で実践されている生徒会活動にも基本的に受け継がれているものでもある。

次に活動について。『手引』によれば、上述の組織を有する「会は、民主的に下から建設されねばならない」という。これは、生徒会を構成する各委員が、学級またはホームルームから選挙によって選出されることをさすのみならず、その活動計画を、生徒たちにより身近な「生徒の生活圏内にある問題」から作ること、作成された計画は、役員のみで審議されるのではなく、「全校会に提出され、審議決定され」ることをも含意している。

このようにして、計画・実行される生徒会の活動、およびそれを通じて得られた生徒の意見は、常に「校長及び教師たちの承認を得てはじめて有効となる」。これは、「外部の社会に対して学校に関する責任は、主に、校長及び教師たちの担うところであるから」であり、ゆえに、生徒会の活動範囲は「学校の一般問題解決に協力す」ことに限定される。

以上の議論を踏まえつつ、『手引』は、生徒会の活動例として、「学校における善い行いの奨励」、「保健衛生」、「学校図書館の運営」、「クラブ活動の調整」⁴⁹⁾などをあげる。

こうした活動論もまた、基本的には、第一節の萌芽的構想にすでに見られたものであるが、活動計画の策定方法や、実際の活動内容について、具体的に述べた点に『手引』の生徒会論の特徴があるといえる。

以上から明らかなように、『手引』の生徒会論は、47年学習指導要領までの萌芽的構想にみられた基本線を受け継ぎつつ、上述の課程化を経て、生徒会を社会科の一単元の活動例から、一般的普遍的な活動例として課程内に位置づけ直し、より具体的、かつ詳細な議論へと発展させたものであった、といえる。

おわりに

本稿では、1945年9月以降の公民教育構想から、49年2月の『新しい中学校の手引』発刊までを検討期とし、文部省における生徒会論の成立過程と内容を確認してきた。以上の議論から、同時期の生徒会論として、本稿は以下を結論として提示する。

まず、後の生徒会につながる生徒組織は、米国の進歩主義教育の方法にならった新たな公民教育のための方法として紹介された。この生徒組織は、最終的に47年学習指導要領における社会科の教育方法の一例として、教科課程の内部に組み込まれた。この生徒組織は、「社会の発展と進歩」に対する「自分の義務を果たす」ような公民的態度を養うことを目的とし、校長や教員の指導のもと、許された範囲内で生徒たちが、自らに関する問題の管理に自主的に取り組む活動として位置づけられた。

学習指導要領発表以降、文部省では、新教育の内容・方法の具体化・精緻化作業が開始された。生徒会論の構想も、こうした作業の一環にあった。『新しい中学校の手引』発刊に至る一連の作業において、上述の生徒組織は、学生運動の影響を受け「生徒会」と呼称されるようになり、社会科の一環から、新たに「特殊教科活動」として、より一般的な課程内活動へと位置づけを変更した。しかし、基本的な意義・目的論、活動範囲の規定などは、47年学習指導要領までに紹介された形式を踏襲していた。この時期の生徒会論は、初期の議論の基本線を継承しつつ、具体的な活動論・組織論などを説くものであった。

最後に、本稿の課題について。本稿は、文部省内の動向に限定した議論であったため、生徒会的組織の普及に際して、大きな影響を及ぼしたことが報告されている都道府県軍政部内の動向に言及できていない。実際に各地の中等学校に広まった生徒自治会＝生徒会の基礎を確認するためには、文部省における生徒会論のみならず、こうした都道府県軍政部教育担当官たちが共有していた生徒会論、及びその背景にあった米国の進歩主義教育における生徒会論を確認する必要がある。こうした研究と本稿の考察を総合することにより、日本における生徒会論の成立過程をより全体的に把握することを期待できる。この点は次稿以降で取り組みたい。

注

- 1) 本稿では、国立国会図書館憲政資料室が複写所蔵しているものを用いる。
- 2) 藤田昌士(1996)「戦後教育改革と生徒参加の理論—戦後初期の文部省著作に即して」、喜多明人・坪井由美・林量俣・横山均編、『子どもの参加の権利—(市民としての子ども)と権利条約』、三省堂、128-144頁。
- 3) 同上、142頁より引用。
- 4) 以下の諸研究。
 - ・喜多明人(1995)「子どもの参加の権利と生徒参加史研究—戦後日本における生徒自治会形成過程の検討を中心に」、『教育学研究』、62(3): 10-18頁。
 - ・喜多明人(1996)「戦後日本における生徒自治会の形成と意義—神奈川県立の学校史を中心に」、喜多明人・坪井由美・林量俣・横山均編、前掲書、145-161頁。
 - ・喜多明人(1999)「戦後日本生徒参加史に関する基礎研究Ⅰ—横浜第二高校『生徒自治会』形成過程における生徒参加の実態史的考察—」、『早稲田大学大学院文学研究科紀要』、44(1): 165-178頁。
 - ・喜多明人(2015)「子どもの権利一次世代につなぐ」、エイデル研究所。
- 5) 富岡勝(2006)「生徒会の発足」、小山静子・菅井風展・山口和宏編、『戦後公教育の成立—京都における中等教育』、世織書房、217-244頁・383-387頁。
- 6) 片上宗二(1984)『敗戦直後の公民教育構想』、教育史料出版会、280頁。
- 7) 片上宗二(1993)『日本社会科成立史研究』、風間書房、170頁。
- 8) 刊行世話人編(1963)『前田多門 その文・その人』、東京市政調査会、80頁。
- 9) 戦後教育資料収集委員会『戦後教育資料』(国立教育研究所)、II-11、「公民教育刷新委員会関係」、討議の内容については、片上(1993)、前掲書、222頁の注95を参照。
- 10) 「公民教育刷新委員会ノ設置」(東京大学教育学部図書室所蔵、『勝田文書』)。
- 11) 以上「答申」からの引用はいずれも、片上(1984)、前掲書、242-244頁より引用。
- 12) 同前、250-251頁。
- 13) 文部省(1946)『中等学校青年学校公民教師用書』、140-141頁。
- 14) 文部省(1946)、前掲書、55頁。
- 15) 片上宗二(1984)、前掲書、171-231頁に再録。

- 16) 「公民科教科書編纂会議主要事項」(1946年7月3日、『勝田文書』) なお、この経緯については片上(1993)、前掲書、394-395頁。
- 17) “Report of Conference-CI&E”, 3 September 1946. *GHQ/SCAP Records*, CIE (A) 00676.
- 18) “Report of Conference-CI&E”, 10 February 1947. *GHQ/SCAP Records*. CIE (C) 00323.
- 19) 片上(1993)、前掲書、398-399頁。
- 20) 具体的には、人と社会・家庭生活・学校生活・社会生活・国家生活(近代政治)・近代経済・社会問題-1・社会問題-2・国際生活・社会理想・特殊技能の11主題。
- 21) 片上(1984)、前掲書、185頁。
- 22) 文部省調査普及局調査課(1951)『文部時報第八百三十四号抜刷』、帝国地方行政学会、34-35頁。
- 23) 引用した訳文は、英語版の報告書発表の直後、文部省から公表されたものである。ここで、“student council”は「学生評議会」と訳出されているが、原文の前後の文脈を踏まえると、この「学生評議会」が設置される対象は中等学校である。
- 24) 土持ゲーリー法一(1991)『米国教育使節団報告書の研究』、玉川大学出版、115頁。
- 25) ハリーレイ著、山本伸子訳(1999)「進歩主義教育と占領期教育改革への影響」、『戦後教育の総合評価』刊行委員会編『戦後教育の総合評価～戦後教育改革の実像』、国書刊行会：273-293頁、引用箇所は281頁。
- 26) 実際、1934年、ジョーンズ(Galen Jones)が全米269校の中等学校(secondary schools)を対象に行なった調査によれば、同時点で生徒自治会(student council)を有していた学校は213校で全体の79.2%にのぼっている。(Jones, G. (1935), *Extra-Curricular Activities in Relation to The Curriculum*, Teachers College, Columbia University, New York. pp.8-24.)
- 27) 文部省(1947)『学習指導要領 社会科編Ⅱ』、教育図書、215頁。
- 28) 同前、206頁。
- 29) 片上(1993)、前掲書、371頁、資料38。
- 30) 林部一二(1967=2003)『新制中学校20年の変遷』、『林部一二教育著作集 第一巻 戦後新教育の成立と特色』、盈進社：5-12頁。引用は7-8頁。
- 31) 47年8月30日～9月4日までのCI&E中等教育係の週間報告には、「文部省の担当部署とともに、今週、来年【注：1948年】までに中等学校の教員および管理者向けに発刊されるシリーズのプランを作成した」として、後の文部省著作に結実すると見られる複数の著作のタイトルが列挙されている(“Weekly Reports -CI&E”, 5 September 1947. *GHQ/SCAP Records*, CIE (C) 07112.)
- 32) 刊行された文部省著作の一覧については次を参照のこと。
・文部省、『文部省刊行物目録 第1集』(1950)、『第2集』(1950)、『第3集』(1951)。
- 33) 林部(1967=2003)、前掲書、9頁。
- 34) こうした講習会の一環である「教員再教育指導者講習会」で行われた講演の要点をまとめた冊子に『新制中学教育ノート』がある。同書には、「学年相互の間にも、上級下級の確然たる区別を取って、共同作業とか、学校全体の生徒自治会とかが計画されることも望ましい」(文部省内中等教育研究会編(1948)『新制中学教育ノート 第一集』、学校図書、76頁)という記述があることから、こうした講習会において生徒会的活動が「生徒自治会」として触れられていたことがわかる。
- 35) 注4にて指摘した喜多の研究を参照のこと。なお、喜多の研究は旧制以来の中等学校を対象とし、新制中学校は対象外としているが、全国各地の軍政部が行っていた「学校視察」の報告を取りまとめた資料(“Compilation of Military Government School Inspection Reports.” *GHQ/SCAP Records*. CIE (A) 03446-03461.)を参照すると、例えば1947年11月の調査対象新制中学校69校のうち、「生徒自治会」(student self-government body)を保有していると答えた学校は51校にのぼっており、相当に普及した活動であったことがわかる。
- 36) 文部省学校教育局編(1949)『新しい中学校の手引』、明治図書、172頁。
- 37) 文部省(1951)『学習指導要領一般編(試案)』、明治図書。
- 38) 福島県教育センター(1972)『福島県教育史編さん資料 第6集 教育関係例規(昭和22・23年)』、福島県教育委員会、332-333頁。なお、同資料集347頁には『手引』に関するもう一つの通知—「新制中学校経営指針」刊行について(1948年9月7日付)—を認めることができる。この通達内にも、同時点における『手引』の目次構成が含まれているが、生徒会論に関する限り、本論で取り上げた8月通知と特に異同がないため、本論内では触れなかった。
- また、三羽光彦が整理するように、『手引』(英題Handbook on the New Lower Secondary School)の作成は、GHQ/SCAP文書の記述によれば、47年11月14日の文部省中等教育関係二課長とCIE中等教育担当官オスボーン(Monta L. Osborne)との間の定例会談において初めて

提案されたものである。同11月20日には、文部省とオスボーンの間で同書の「原案」となる章構成が提示される。この「原案」段階で、本稿の注目する「特殊教科活動」は、“student government and other student activities”と題されていた。

参考：三羽光彦（1999）『六・三・三制の成立』、法律文化社。

・“Reports-Conferences, Mr. Osborne #1”, *GHQ/SCAP Records*, CIE (B) 06670.

39) 文部省から地方庁への通達文は現在のところ発見されていない。例えば、国立教育政策研究所所蔵の「通達綴・文書回報」にもこの通達文は含まれていない（参考：荒井英治郎編・発行（2018）『戦後教育行政通知文書写綴目録』）。

40) 福島県教育センター（1972），前掲書，332頁。傍点引用者。

41) 社会問題研究会（1969）『増補改訂70年版 全学連各派一学生運動事典一』、双葉社。

42) 文部省大臣官房総務課（1950）『終戦教育事務処理提要 第4集』、65頁。

43) 浦和高校・日比谷高校・小石川高校などに共産党細胞が成立していたこと、全学連主導で高校生の生徒会連合が組織されようとしていたことを以下の先行研究が報告している。

・柿沼昌芳・永野恒雄・田久保清志著（1996）『高校紛争』、批評社。

・小林哲夫（2012）『高校紛争1969-1970』、中公新書。

44) 大阪軍政部で1948年9月に作成された内部レポート“student government”には、生徒会を校長や教師の不正義に対抗する「生徒組合」(student union) と捉え、事務局の奪取まで試みた高校の事例が報告されている。cf. “student government”, *GHQ/SCAP Records*, CAS (C) 04271.

45) 文部省学校教育局編（1949），前掲書，163-165頁。

46) 両語の英訳語については、当時文部省中等教育事務官であった水谷統夫が、後に次のように述べていることから採用したものである。すなわち、「[新しい中学校の手引] 第六章には、特殊教科活動の名称で述べられており、〈中略〉その源はSpecial curricular activitiesである。【注：これは】わが国でも従前、Extra-curricular activities【sic】（課外活動）の名で、長い間学校に実施せられて来たものである」。(日本職業指導協会（1949）『職業指導』, 22(7): 4頁)。

また、この呼びかえは、本文中にて引用した48年8月

11日付通知（注38）の時点ですで行われていることにも注目すべきである。この点につき、本文中でも引用した林部一二は、別稿において「特別教育活動というのは、英語のスペシャル・カリキュラ・アクティビティーズの訳語であるが、この言葉が始めて使用されたのは、昭和23年秋に開かれた文部省主催の中学校教育研究協議会においてであ」(林部一二（1950）『特別教育活動の理論と運営法』、黎明書房，2頁)と述べている。これらを総合すると、文部省内では、1948年夏時点で、「課外活動」を「特殊教科活動」(「特別教育活動」)と呼びかえ、課程化する発想を固めていたことがわかる。

47) 文部省学校教育局編（1949），前掲書，174-177頁。

48) ここで「民主的（議会的）方法」とまとめたのは、同書中にある、「生徒一人ひとりが自己の権利と義務に従って」参加し、「共同の福祉を増進」させるために、選挙によって代表者を選出し、規則に従って会議を運営するような、一連の活動様式のことである。

49) 以上、文部省学校教育局編（1949），前掲書，170-181頁より引用。